

長岡市地域公共交通協議会において定めている長岡市地域公共交通協議会規約について、令和5年4月1日付けで第3条第1号を改正する。

変更となる内容は下記のとおり。

○変更内容

【計画】

変更前 地域公共交通網形成計画（地域公共交通総合連携計画）

変更後 地域公共交通計画